

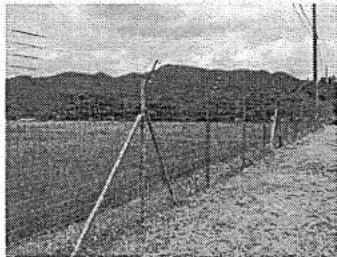
【トピックス】三重県の獣害対策

三重県では、野生鳥獣による農林水産業被害の減少に向け、集落ぐるみによる追い払いや侵入防止柵の整備などを進める「被害対策」、野生鳥獣の捕獲力強化や森林再生による生息環境の創出などを進める「生息管理」、適正に捕獲した野生獣を地域の未利用資源として活用する「獣肉等の利活用」を3本の柱とし、市町や関係団体等と連携しながら、総合的な対策に取り組んできました。

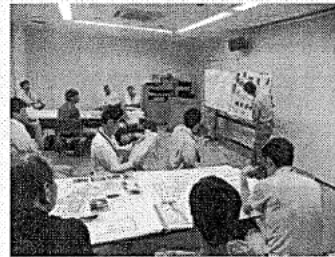
これにより、農林水産業被害金額は着実に減少していますが、県内の全集落代表者に実施しているアンケート調査では、サル、シカ、イノシシによる被害があると回答する集落数は減少傾向になく、侵入防止柵整備の効果が行き届かない農地や中山間地域等での被害は、依然として深刻な状況にあります。また、自動車等との衝突事故や家屋への侵入など生活被害も生じています。

獣害は、営農意欲や造林意欲の減退、耕作放棄地や造林未済地の増加等をもたらすなど、被害金額として数字に現れる以上に農山漁村の振興の妨げになっており、農林水産業被害の減少に向けた対策に、より一層注力する必要があります。

こうしたことを踏まえ、これまでの3本柱の取組をさらに深化・発展させるとともに、より効率的に獣害対策を推進するため、人材育成を含め、集落ぐるみ・地域ぐるみで対策に取り組む「体制づくり」を展開していきます。



侵入防止柵の整備



獣害対策指導者養成講座の開催

1 農業農村整備の果たす役割

役割1 農業の生産を支える基盤づくり

農業は、人間の生命を維持するための食料を生産することはもとより、地域経済を支える重要な産業となっています。農業が持続的に発展し、食料が安定的に供給されるためには、農業生産を支える生産基盤が整備されるとともに適切な維持管理が行われ、その機能が将来にわたって適正に発揮される必要があります。

しかし、三重県の農業経営を取り巻く環境は、農産物価格の低迷や資材価格の高騰などと相まって、生産性の高い農業の実現に向けた生産基盤の整備が求められるとともに、これまでに整備されてきた農業用排水施設などの生産基盤の老朽化が進行し、補修・更新が必要な時期を迎えるなど厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえて、農作物の収量や品質、農作業効率の向上などをめざし、農地の持つ機能の向上や農業用排水施設の整備など農業生産を支える基盤づくりを進めていきます。

役割2 農村の暮らしを支える基盤づくり

農村は、農産物を安定的に供給する場であるとともに、農業生産を通じて県土や自然環境の保全などの重要な機能を発揮しています。その機能を持続的に発揮させるためには、農業の生産基盤の整備はもとより、地域の居住環境の整備や大規模災害等に備えた防災減災対策の強化を総合的に進める必要があります。

しかし、農村地域では人口減少や高齢化が進行し、耕作放棄地の増加や集落機能の低下などが顕在化しており、特に中山間地域では、この傾向が顕著となっています。

こうした状況を踏まえて、住みよい農村生活の実現に向けて生活環境の整備や防災減災施設の整備など、農村の暮らしを支える基盤づくりを進めていきます。

役割3 地域の活動を支える体制づくり

三重県は南北に長く、温暖な気候と平地から中山間、山間地と多様な地形の中で、地域ごとに特色ある農業が営まれるとともに、農業生産活動を通じてさまざまな多面的機能を発揮しています。また、農村には長年にわたり受け継がれてきた農地や自然、文化、歴史、人などの優れた地域資源があります。

しかし、農村地域の人口減少や高齢化、混住化などにより地域の活力が低下する中で、地域の共同活動等によって支えられてきた地域資源の維持保全や農業および農村の有する多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

こうした状況を踏まえて、住民の生きがいづくりや地域の活性化はもとより就業機会の拡大等にもつながる地域資源の活用を積極的に進めるとともに、地域内外の多様な人材の参画を促進するなど、地域資源の維持保全活動が自立的な活動になるような仕組みづくりを進めていきます。

2 取組展開に向けた基本視点

農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応しながら、農業および農村が持続的に発展していくためには、中長期的な視野に立って地域の特性やニーズに応じた農業および農村の将来像を地域の農業者をはじめとする関係者が話し合って描き、その実現に向けて効果的・効率的な農業農村整備を実施していくことが必要です。

しかし、厳しい財政状況は依然として続いていることから、整備コストの縮減に取り組むとともに、支援する地域や整備する施設に優先順位を付ける必要があります。また、農業者の減少や農産物価格が低迷する状況の中、施設の維持管理にかかる費用の節減や体制の構築、施設整備に伴う地元負担金の軽減などの課題に対しても取り組んでいく必要があります。

こうしたことを踏まえて、県は地域での計画づくりに能動的に関わるとともに、市町、土地改良事業団体連合会、土地改良区など関係者と三重県農業農村整備のめざす姿を共有し、連携・協働して農業農村整備の推進を図っていきます。

本計画を策定するにあたっては「地域の特性を生かした生産基盤の整備」、「重要度や社会的・経済的な影響を考慮した生産基盤の整備」、「地域内外の多様な人材が地域資源を維持・保全し活用していく体制づくり」の3つを取組展開に向けた基本視点とします。

これらの基本視点をベースにして、市町、土地改良区など関係者ととともに農業および農村の持続的な発展に向けて、次世代につなぐ良好な農業の生産基盤の整備と多面的機能の維持・発揮等に対する支援を総合的・計画的に実施していきます。

併せて、農業生産性の向上や多面的機能の維持・発揮等に向けた農業農村整備施策に対する県民の理解がより深まり協力を得られるよう、その必要性や役割を情報発信していきます。

基本視点1 地域の特性を生かした生産基盤の整備

農業が持続的に発展し、農産物の安定的な供給を図るためには、それぞれの地域の農業経営や環境に応じた生産基盤の規模や機能などを設定し整備することに加え、施設の計画的な更新や長寿命化、適正な維持管理などの生産基盤の整備を進めることが重要です。

地域で抱える問題や必要となる取組は、都市近郊に位置する平地と人口減少や高齢化が深刻な中山間地域で異なるほか、大規模で効率的な営農をめざす地域と高齢農業者が協力し合いながら集落ぐるみで地域農業を守る地域で異なるなどさまざまです。

また、地域の農業を支える担い手の育成・確保も重要な鍵となっています。

そのため、県、市町、土地改良区等や農業者が地域の特性を考慮して話し合いを行い、地域の農業および農村の将来像を明らかにしたうえで、その実現に向けて生産基盤の整備を進めていきます。

基本視点2 重要度や社会的・経済的な影響を考慮した生産基盤の整備

三重県で整備されてきた農業生産基盤は、その多くの施設が高度経済成長の時代に整備されたものであるため、老朽化が進行し一部の施設は標準耐用年数を超えるなど、更新が必要な時期を迎えています。こうした状況の中、これら既存施設の更新・補修の取組を進めるにあたっては、地域の特性や施設そのものの劣化状況を踏まえつつ、農業生産に対する寄与度や損壊時

に発生する人命や財産等への被害など、社会的・経済的な影響も考慮する必要があります。

そのため、既存施設の老朽度等の調査結果を踏まえつつ、農業生産に果たす役割や県民の生活への影響も考慮し、優先順位を付けたうえで、農業の生産性向上はもとより安全や安心につながる生産基盤の整備を進めていきます。

基本視点③ 地域内外の多様な人材が地域資源を維持・保全し活用していく体制づくり

農村地域の人口減少、高齢化の進行に伴う集落機能の低下や、土地持ち非農家の増加等による担い手への農地・農業用施設の維持管理に対する負担増大により、農業の生産基盤の機能維持に支障が生じつつあり、将来に向けて継承していくことが困難となることが懸念されています。

このような状況を踏まえ、生産基盤を将来にわたって適切に維持・保全していくための活動に、農業者だけでなく地域内外の多様な人材の参画を促す取組を進める必要があります。

そのため、県は市町とともに農業者や地域内外の多様な人材との話し合いに参画し、それぞれの役割を明確にするなど、多様な人材による生産基盤の維持・保全や多面的機能の維持・発揮を支える体制づくりの支援に取り組んでいきます。

3 農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿

農業および農村の取り巻く情勢の変化を踏まえた農業の生産基盤づくりを進め、次世代に良好な形で継承するためには、「農業を足腰の強い産業としていくための政策（産業政策）」と「農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策（地域政策）」を車の両輪としつつ、地域の特性を生かした農業農村整備を計画・実施することが重要です。

こうしたことを踏まえ、三重県の農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿を定めて、その実現に向け、効果的・効率的に取り組んでいきます。

① 農地集積の促進と生産基盤の更なる機能向上により、収益性の高い農業が展開されている姿

- ・農地の機能向上や農業用水路のパイプライン化等が総合的に実施され、生産性の高い農業が展開されています。
- ・農業の生産基盤の整備に併せて、担い手への農地の集積・集約化が進み、担い手の経営規模が拡大しています。

② 地域の特性を踏まえた総合的な防災減災対策により、安全・安心な農村生活が営まれている姿

- ・ハードとソフトを組み合わせた防災減災対策がより一層進み、災害に強い安全・安心な農村が形成されています。
- ・老朽化した農業用ため池の改修や排水機場の機能の維持保全などが図られ、農業者が安心して営農できる環境が整っています。

③ 地域特性や資源を生かした取組が展開され、農村の活力が維持・強化されている姿

- ・中山間地域等^{*}において、農業の生産基盤や農村の生活環境基盤等が総合的に整備され、農業の持続性が確保されるとともに、農村の快適性や利便性が高まっています。
- ・農村地域において、都市農村交流や地域資源を活用した経済活動等の取組の進展を通して、農村の活力が向上しています。

※中山間地域等：山間地およびその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域。

④ 地域の共同活動等が活発に行われ、農業および農村の有する多面的機能が持続的に発揮されている姿

- ・地域内外の多様な人材による地域資源の維持・保全や環境保全活動等を通じて、農業および農村の有する多面的機能が十分に発揮されています。
- ・農業生産活動の継続とともに、地域資源の維持・保全活動を行う体制が整い、農業の生産基盤が適切に維持管理されています。

整備方針と主要取組の重要ポイント

農業競争力の強化と農村地域の強靱化を図るとともに、地域社会の維持・活性化に向けた取組を着実に推進します。

○限られた予算を一層効果的・効率的に活用しさまざまな課題に対応するため、選択と集中により施策を推進します。

○地域の特性を生かした計画づくりに能動的に関わり、事業に関する情報提供等を行うことにより、地域の課題解決に向けた取組を進めます。

○計画的な整備を行うため、施設の老朽度、県民への影響や地域の熟度等を踏まえた優先度を設定して、目標達成に向けて取り組みます。

○農業農村整備計画の目標に掲げた取組を円滑に推進するため、コスト縮減対策や国の諸制度の有効活用等により整備経費の削減や効果的な地元負担金対策に取り組みます。

1 農業生産性の向上

担い手への農地の集積・集約化を進めるため、農業用水路のパイプライン化およびほ場整備等の生産基盤の整備に取り組みます。

(1) めざす方向

農業が持続的に発展し、農産物の安定的な供給を図るためには、効率的で安定的な農業経営の実現が求められます。そのため、地域の実情に応じた生産基盤の整備による営農の効率化や地域の担い手への農地利用集積を進め、農業生産性を向上させることにより、収益性の高い農業をめざします。

(2) 基本目標指標

①目標項目名：基盤整備を契機とした農地の担い手への集積（面積）率

現状値 平成 27(2015)年度	中間目標値 平成 32(2020)年度	整備計画の目標値 平成 37(2025)年度
35.1%	50.0%	70.0%

②目標項目の説明

農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および平成 37 年度までの計画期間内に地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の農地^{※1}約 4,500ha のうち、担い手^{※2}への集積^{※3}が図られた農地面積 (ha) の割合。

※1 基盤整備が実施された（実施予定含む）農地：区画整理のほか農業用水路のパイプライン化等の整備も含む。

※2 担い手：認定農業者、特定農業団体、集落営農等。

※3 集積：所有権もしくは利用権等の権限移譲または農作業受託によるもの。

（3）基本事業

①効率的な営農の実現に向けた水管理や維持管理の省力化

（a）数値目標項目名：基盤整備を契機として担い手への集積目標を持つ農地のパイプライン化進捗率

現状値 平成 27(2015)年度	中間目標値 平成 32(2020)年度	整備計画の目標値 平成 37(2025)年度
51.1%	61.7%	80.0%

（b）数値目標項目の説明

農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および平成 37 年度までの計画期間内に地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の地区の農地面積約 4,500ha のうち、農業用水路のパイプライン化を実施した面積（ha）の割合。

〔参考〕県全体のパイプライン化率は H26 末で 28.7%（要整備面積 21,500ha：整備完了 6,181ha）

（c）目標の達成に向けた主要取組

水管理および施設の維持管理の省力化のため、農業用水路のパイプライン化など農業生産性の向上に向けた基盤整備を推進します。

②生産性の高い農業をめざした農地整備（区画整理）

（a）数値目標項目名：計画期間内における担い手への集積目標を持つ農地のほ場整備率

現状値 平成 27(2015)年度	中間目標値 平成 32(2020)年度	整備計画の目標値 平成 37(2025)年度
85.1%	86.6%	90.0%

（b）数値目標項目の説明

農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および平成 37 年度までの計画期間内に地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の地区の農地面積約 4,500ha のうち、区画整理を実施した面積（ha）の割合。

〔参考〕県全体のほ場整備率は H26 末で 83.9%（要整備面積 43,000ha：整備完了 36,072ha）

（c）目標の達成に向けた主要取組

効率的で持続可能な営農活動が展開されるよう、意欲ある多様な農業者への農地集積と一体的に生産基盤の整備を進めます。

農業農村整備のめざす姿の検討ワーキンググループの取組

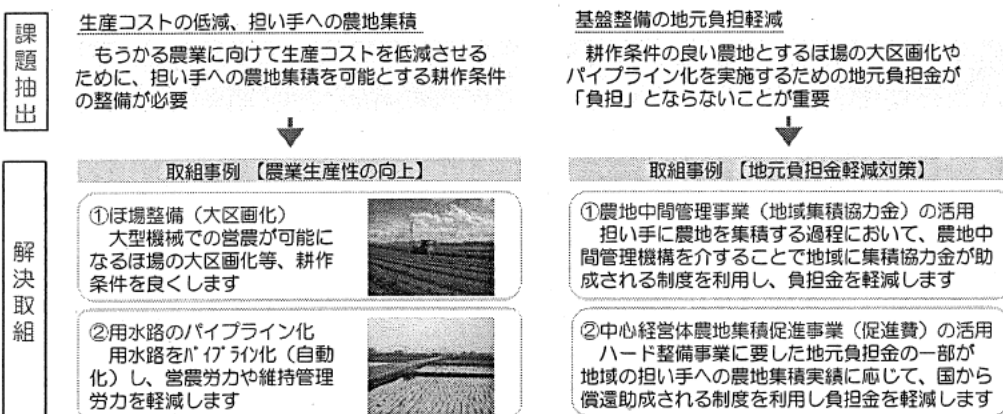
〔農業基盤の整備を契機とした担い手への農地集積のために〕

伊勢市の小俣地区では、農業生産性の向上と耕作放棄地の抑制を図るとともに、営農作業や施設管理等の労力軽減をめざすために、基盤整備による地域の担い手への農地集積と基盤整備に必要な地元負担が課題となっていました。

これらの課題を解決するために、①農地中間管理事業の活用②国の償還助成制度の活用を図っていくこととしました。

今後、他地区での基盤整備の実施において、県は地域内での話し合いから能動的に関わり、農地中間管理事業の活用や国の助成制度を活用した地元負担金の軽減を図りながら、担い手への農地集積・集約に取り組むこととしています。

現状 農業生産性の向上を図るために、営農作業や施設維持管理の軽減が必要です



めざす姿 農業基盤の整備が進むことにより担い手への農地集積が加速化しています

2 安全・安心な農村づくり

農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池や排水機場等の耐震対策および長寿命化に取り組めます。

(1) めざす方向

都市化や混住化が進行する農村地域の安全で安心な暮らしを守るためには、決壊すると大きな被害を及ぼす農業用ため池の改修や農地、農作物の湛水被害だけでなく、宅地、公共施設などへの被害を未然に防止する役割を持つ排水機場や農地海岸堤防などの防災機能の維持も必要です。

そのため、農業用施設や農地海岸堤防の老朽化・耐震調査結果に基づく危険度や被災時の影響等を考慮し、優先順位を付けて計画的に整備を進めます。また、これらの改修と併せて被害軽減と防災意識や安心感の醸成に向けて、ハザードマップの作成など、住民への情報提供や地域の防災体制の構築に取り組むことにより、安全・安心な農村づくりをめざします。

また、被災時の施設被害軽減と早期の機能回復を図るために、三重県農業版 BCP（事業継続計画）を策定し、大規模災害の発生に備えます。

（２）基本目標指標

①目標項目名：ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積

現状値 平成 27(2015)年度	中間目標値 平成 32(2020)年度	整備計画の目標値 平成 37(2025)年度
2, 7 1 7 ha	3, 4 3 2 ha	5, 5 0 0 ha

②目標項目の説明

耐震対策および長寿命化の緊急性が高い農業用ため池および排水機場の被害想定面積のうち、それらの整備が進められることにより、被害が未然に防止される面積。

（３）基本事業

①農業用ため池の決壊を防止する耐震対策

（a）数値目標項目名：耐震対策を実施した農業用ため池の数

現状値 平成 27(2015)年度	中間目標値 平成 32(2020)年度	整備計画の目標値 平成 37(2025)年度
4 2 か所	5 1 か所	6 5 か所

（b）数値目標項目の説明

老朽化した農業用ため池の耐震対策を実施した農業用ため池の数。

（c）目標の達成に向けた主要取組

平成 26 年度末時点で耐震調査が完了し、耐震機能を有していないことが判明した農業用ため池のうち主として下流被害の大きい農業用ため池について、計画的に耐震対策を進めます。

②基幹的農業水利施設の耐震対策および長寿命化

（a）数値目標項目名：耐震対策および長寿命化を実施した排水機場の数

現状値 平成 27(2015)年度	中間目標値 平成 32(2020)年度	整備計画の目標値 平成 37(2025)年度
5 か所	1 0 か所	2 3 か所

数値目標項目名：県事業で整備した基幹的農業水利施設（用水路）の機能保全計画策定延長（km）

現状値 平成 27(2015)年度	中間目標値 平成 32(2020)年度	整備計画の目標値 平成 37(2025)年度
3 3 km	5 9 km	7 5 km

（b）数値目標項目の説明

排水機場の耐震対策および長寿命化を実施した排水機場の数。

平成 37 年度までの計画期間内に、適切な管理が可能となる機能保全計画が策定された施設（以前に策定したものも含む）延長。

(c) 目標の達成に向けた主要取組

平成 27 年度末までに、整備後 45 年を経過した排水機場のうち、主として想定される被害が大きい排水機場の耐震対策および長寿命化を進めます。

農業用施設の機能が安定的に発揮されるように適切な維持・管理を促進するとともに、長寿命化を図るための基幹的農業水利施設の機能診断と、その結果に基づく機能保全計画の策定を進めます。

農業農村整備のめざす姿の検討ワーキンググループの取組

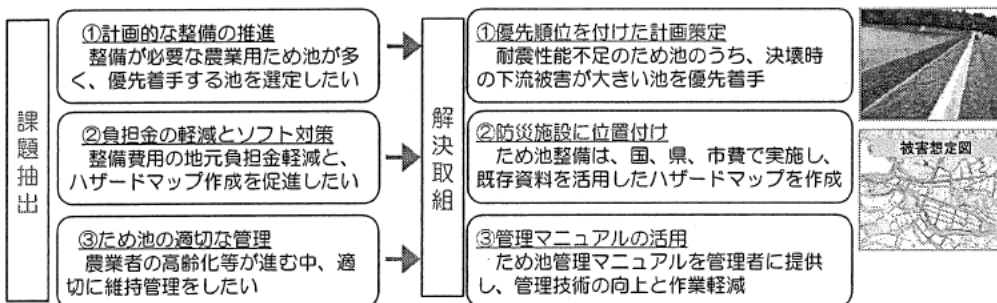
〔農業用ため池の計画的な整備と適切な管理のために〕

いなべ市では、農業用ため池の計画的な整備や地元負担金の軽減とソフト対策の推進、適切なため池管理などが課題となっていました。

これらの課題を解決するために、①耐震性能不足のため池のうち下流の想定被害が大きいため池の優先着手②改修費用の負担割合を見直すとともに簡易的なハザードマップの作成③ため池管理マニュアルの管理者への提供を行うこととしました。

今後、他の地域でも計画的にため池の防災減災対策を進めていくためには、ため池整備に対する地元負担金軽減の取組や、ため池の防災機能について地域住民の理解を深めていく取組が重要と考えています。

現状 農業用ため池の老朽化が進行し、改修や耐震対策が急務となっています



めざす姿 農業用ため池の計画的な整備が進むことにより、安全・安心な農村が実現されています

3 地域の特性を生かした農村の振興

中山間地域等の条件不利を解消するため、農業集落排水施設や農道・集落道路等の生産基盤・生活環境の整備に取り組みます。

(1) めざす方向

農村地域の人口減少、高齢化が進行する中、特に中山間地域等では耕作放棄地の増加や集落機能の低下に加え、農業生産基盤整備、生活環境整備などの立ち後れが問題となっています。

そのため、地域の多様なニーズに応じた農業の生産基盤の整備と集落排水施設等の生活環境整備を総合的に推進するとともに、地域資源の活用に向けた施設整備や再生可能エネルギーの導入等を進め、農業の持続性の確保、農村の生活環境の整備および地域住民と農村を訪れる都市住民との交流を図ることにより、農村の活力向上をめざします。

(2) 基本目標指標

①目標項目名：条件不利を解消する生産基盤や生活環境の整備を行った中山間地域等の集落率

現状値 平成 27(2015)年度	中間目標値 平成 32(2020)年度	整備計画の目標値 平成 37(2025)年度
79.1%	85.0%	90.0%

②目標項目の説明

平成 37 年度までの計画期間内に、生産基盤（農業用排水施設、農道、ほ場整備、農地防災等）や生活環境（集落道、集落排水、集落防災安全施設、活性化施設等）を整備済みおよび整備予定の集落のうち、整備を実施した中山間地域等の集落数の割合。

(3) 基本事業

①農業集落排水事業の実施による生活環境の整備

(a) 数値目標項目名：施設の新設および機能強化対策の整備地区数

現状値 平成 27(2015)年度	中間目標値 平成 32(2020)年度	整備計画の目標値 平成 37(2025)年度
8 地区	47 地区	75 地区

(b) 数値目標項目の説明

農業集落排水事業で実施した新設処理施設および機能診断結果に基づき整備を実施する機能強化対策の整備地区数。

(c) 目標の達成に向けた主要取組

住みよい農村づくりに資するため、生活排水処理アクションプログラム^{*}に基づく計画的な農業集落排水施設の整備を進め、汚水処理人口普及率の向上を図ります。また、市町による早期の機能診断の実施と老朽化した既存処理施設の機能強化対策を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

^{*}生活排水処理アクションプログラム：県内の生活排水処理施設の整備について、市町別に整備手法を定め目標年度における整備水準を示したもの。

②基盤整備を契機とした農村地域の交流・活性化

(a) 数値目標項目名：農村の交流・活性化を促すために整備した生産基盤・生活基盤の施設数

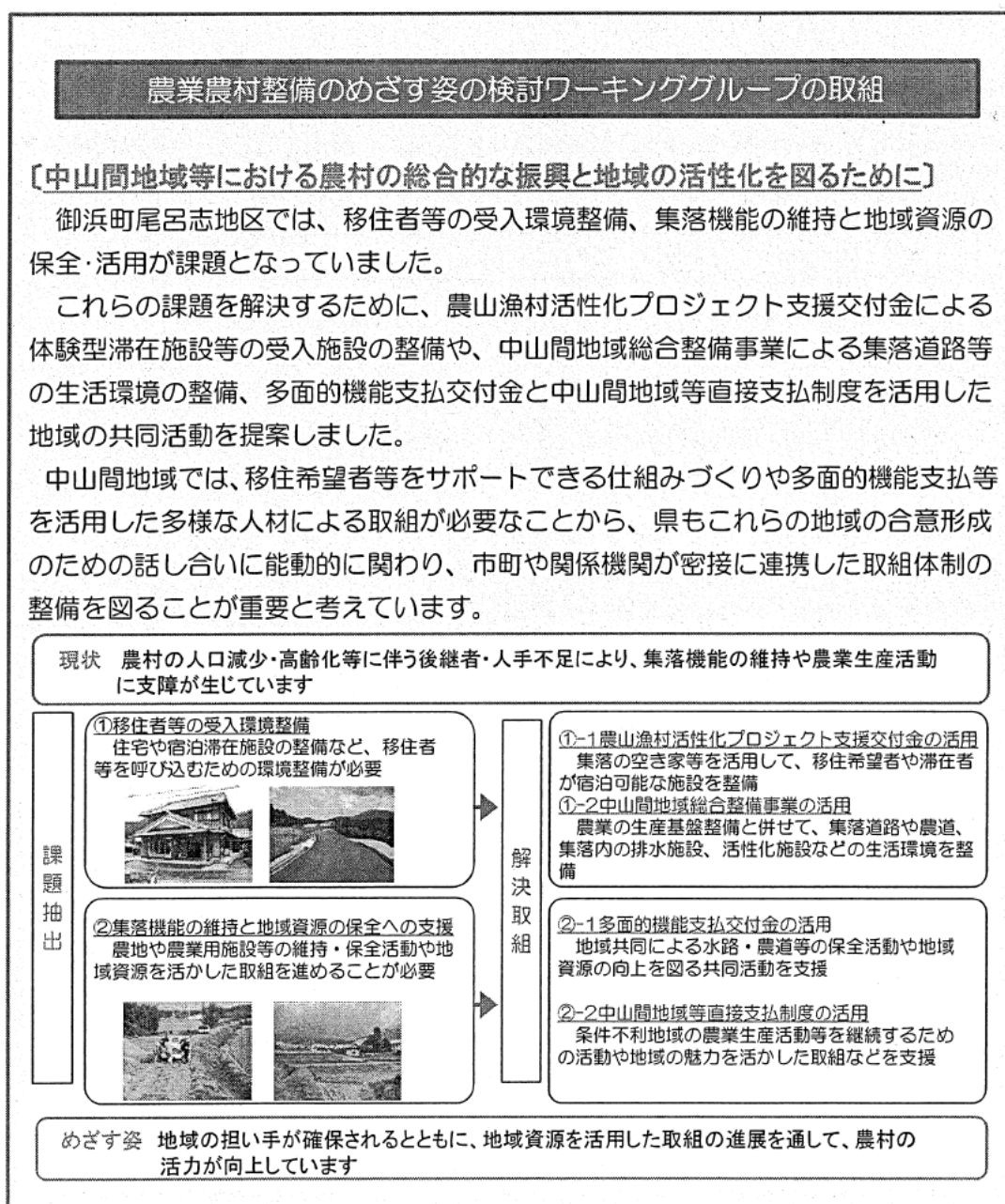
現状値 平成 27(2015)年度	中間目標値 平成 32(2020)年度	整備計画の目標値 平成 37(2025)年度
10施設	37施設	59施設

(b) 数値目標項目の説明

環境に配慮して整備した施設および農道・集落道路の施設数。

(c) 目標の達成に向けた主要取組

農村地域の活性化を図るため、農村の自然環境の保全や都市との交流、地域住民とのふれあいを促す施設等の整備と、農村地域へのアクセスを促すための農道・集落道路の整備を推進します。



4 多面的機能の維持・発揮

農業および農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

(1) めざす方向

農業および農村は、県土の保全・水源かん養・自然環境保全・良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、これらの機能は農業生産活動や地域の共同活動により支えられてきました。しかし、農村の人口減少や高齢化等により集落機能が低下する中、地域の共同活動の継続も困難な状況となっています。

そのため、農業および農村の有する多面的機能について県民の理解をより深めながら、地域資源の維持保全活動、資源向上活動による施設の補修や獣害防止対策、中山間地域等の農業生産活動を継続するための活動に対して支援することにより、将来にわたる多面的機能の維持・発揮をめざします。

(2) 基本目標指標

①目標項目名：多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率

現状値 平成 26 (2014) 年度	中間目標値 平成 32 (2020) 年度	整備計画の目標値 平成 37 (2025) 年度
44.7%	53.1%	60.0%

②目標項目の説明

農林業センサスにおける農業集落のうち、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に取り組む集落の割合。

(3) 基本事業

①多面的機能支払事業の活動組織への支援

(a) 数値目標項目名：地域資源保全活動支援面積（認定面積）率

現状値 平成 26 (2014) 年度	中間目標値 平成 32 (2020) 年度	整備計画の目標値 平成 37 (2025) 年度
54.6%	63.4%	70.0%

(b) 数値目標項目の説明

農林業センサスにおける経営耕地面積のうち、多面的機能支払事業に取り組む認定農用地面積の割合。

(c) 目標の達成に向けた主要取組

地域の共同活動が困難となっている中で、地域資源の保全管理に取り組む意欲のある集落に対して、多面的機能支払の支援を拡大していきます。

②中山間地域等直接支払の協定集落への支援

(a) 数値目標項目名：中山間地域等直接支払協定面積率

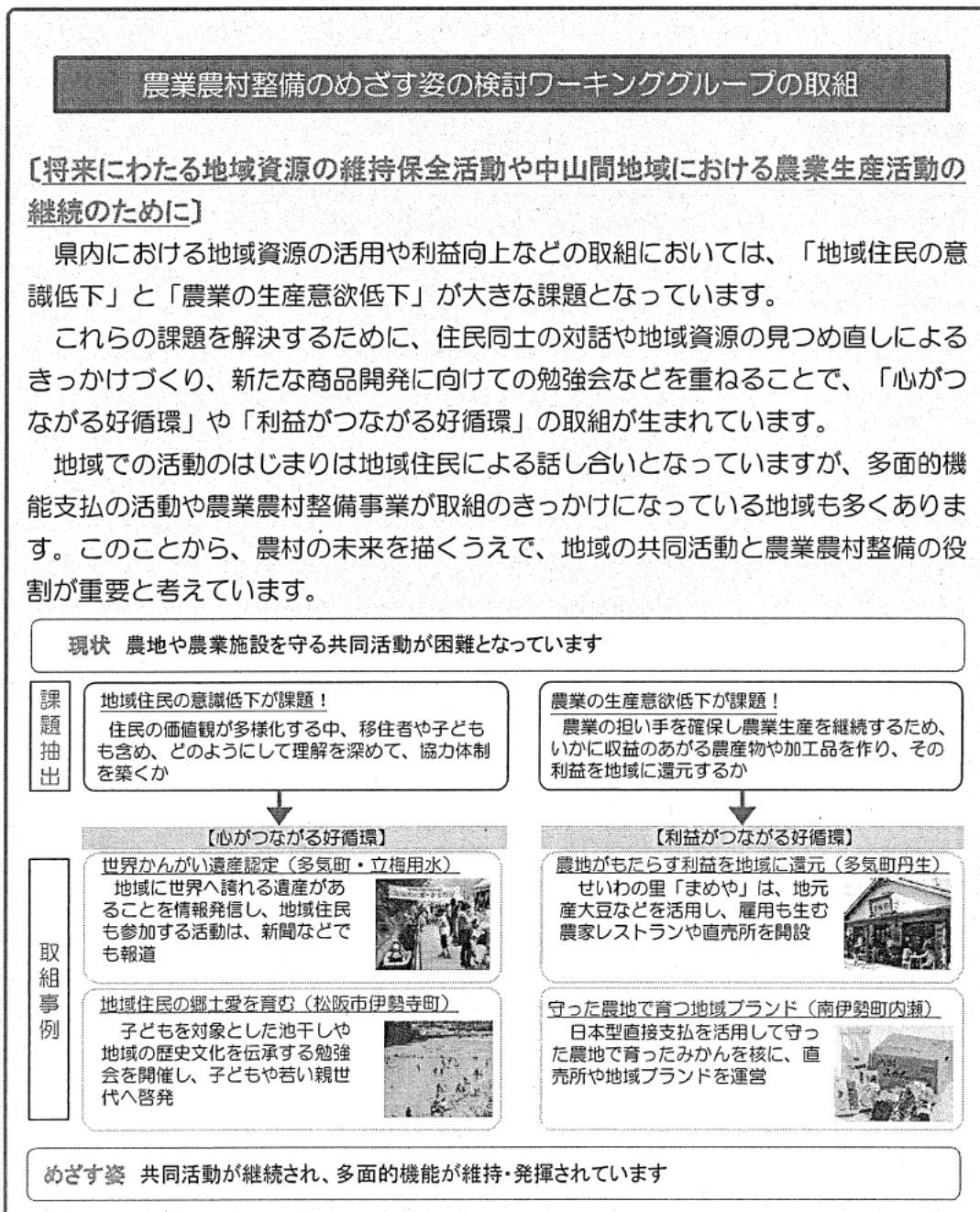
現状値 平成 26(2014)年度	中間目標値 平成 32(2020)年度	整備計画の目標値 平成 37(2025)年度
52.8%	55.6%	60.0%

(b) 数値目標項目の説明

中山間地域等直接支払事業該当農用地面積調査(H12 調査)の可能面積のうち、中山間地域等直接支払事業に取り組む協定面積の割合。

(c) 目標の達成に向けた主要取組

中山間地域等において、農地の耕作放棄を未然に防止するために農業生産活動等を継続する取組に意欲のある集落を対象に、中山間地域等直接支払の支援を拡大していきます。



第6章 推進体制

1 関係者の役割

この計画に掲げる施策を着実に推進し、目標を達成するためには、農業者および農業団体、地域住民や行政が農業農村整備のめざす将来の姿を共有し、それぞれの役割に応じた取組を関係者と連携しながら行うことが重要です。

(1) 三重県の果たすべき役割

県は農業農村整備のめざす姿の実現に向けて、地域の意向のとりまとめや計画づくりに関わり、この計画の推進に積極的に取り組むとともに、必要な知識やファシリテーション力など、技術力の向上に取り組めます。また、国や市町、土地改良区等と連携し、農業者、地域住民の活動を支援する体制の構築に取り組めます。

(2) 市町に期待される役割

市町は農業者や地域住民にとって最も身近な行政機関であり、地域における農業者や住民の意向や課題を把握したうえで、地域の農業および農村の推進方向を定めるとともに、主体的に地域の課題解決や支援に取り組んでいくことが期待されています。

(3) 土地改良区等に期待される役割

土地改良区は、土地改良事業団体連合会の支援のもと、地域の意向をとりまとめ、農業用排水施設の整備や区画整理等を実施するとともに、土地改良施設の適切な維持管理を行っていくことが期待されています。また、土地改良事業団体連合会は、農業者や地域住民との話し合いを通じて計画づくりに参加するとともに、農業農村整備の必要性や農業および農村の多面的機能を広く県民に情報発信していくことが期待されています。

(4) 農業者に期待される役割

農業者は、JA等の農業団体の取組とも連携を図りながら、自立的な農業をめざして農業経営に取り組むことが期待されています。また、農業用施設の適切な管理・運用を通じて地域の防災対策に貢献するとともに、地域のさまざまな活動によって地域住民との交流や多面的機能の維持・発揮に向けた共同活動等の積極的な取組と情報発信をしていくことが期待されています。

(5) 地域住民に期待される役割

地域住民は食料の消費者としての役割だけでなく、農業および農村の有するさまざまな役割を理解するとともに、食育の推進や環境問題に積極的に取り組んでいくことが期待されています。また、地産地消への参画や地域のさまざまな活動を通じて農業者との交流、多面的機能の維持・発揮に向けた共同活動等に積極的に参画することなどが期待されています。

2 推進体制

県、市町、農業団体、土地改良区などの関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、農業農村整備を契機とした地域の計画づくりに向けた話し合いや計画に基づく取組を一体となって進めるため、地域機関ごとに「地域づくりのための農業農村連絡会議（仮称）」を設置します。

推進体制図（関係者と主な役割）

